

北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校

(1) 学校の概要、目標及び計画

- ①校長名 澤田 真奈美
- ②所在地 〒051-0012 北海道室蘭市山手町1丁目 11 番 34 号
- ③連絡先 TEL (0143)25-2211 FAX (0143)25-2210
- URL <http://www.hokuto-bunka.ac.jp/cooks/>

④学校の沿革

年 月 日	記 事
昭和16年 4 月 1 日	室蘭文化洋裁女学院を室蘭市御前水町に創設者澤田直助・澤田香代開校する。 学院長澤田香代就任
昭和21年 8 月	室蘭市母恋北町(裁縫女学院跡)に移転する。 在校生 120 名、教職員数 5 名
昭和22年 7 月	文化服装学院(東京都)の連鎖校となる。
昭和23年 7 月 16 日	新制学校教育法により知事認可校として室蘭文化服装学院と改める。 学院長澤田香代就任
昭和31年 9 月 15 日	学校法人の認可により経営母体を法人立として室蘭文化学園を設立する。 初代理事長澤田香代、二代理事長澤田直助就任
昭和41年 2 月 17 日	調理師養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
昭和41年 4 月 1 日	新設調理師科と服装科の二科を開設し、校名を室蘭文化学院と改める。 学院長澤田香代就任
昭和45年 3 月	学校教育法 45 条の規定による技能教育施設の指定を受ける。
昭和49年 10 月	近畿大学豊岡女子短期大学(現在、豊岡短期大学)の学習連携校の指定を受ける。
昭和51年 10 月 1 日	専修学校法の施行により専修学校室蘭文化専門学校に切り替える。 学校長澤田香代就任(昭和 62 年 3 月 31 日退任) 学校長澤田 豊就任(昭和 62 年 4 月 1 日～平成 4 年 3 月 31 日退任)
昭和58年 6 月	三代理事長澤田 豊就任
平成 3 年 4 月	専門学校開設 50 周年を迎える。
平成 4 年 3 月 13 日	介護福祉士の養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
平成 4 年 4 月 1 日	専門課程介護福祉科・一般課程調理師科の二学科構成による北海道福祉衛生専門学校の知事認可を受けて開校する。 学校長澤田麻呂就任
平成 5 年 3 月 29 日	北斗文化学園と学校法人名を変更し認可を受ける。
平成 7 年 3 月 10 日	社会福祉主事の養成施設として厚生大臣より認可を受ける。
平成 7 年 3 月 31 日	厚生大臣より専門課程介護福祉科の定員増の認可を受ける。

平成10年11月26日	厚生大臣より専門課程調理師学科2年制の認可を受ける。
平成10年12月8日	北海道知事より専門課程調理師学科2年制の認可を受ける。
平成11年3月31日	北海道知事より一般課程調理師科の廃科の認可を受ける。
平成11年4月1日	室蘭市山手町に第2校舎を設置、専門課程調理師学科開校。
平成13年10月27日	北海道福祉衛生専門学校創立60周年記念式典を挙げる。
平成14年4月29日	学園長澤田香代 勲五等宝冠章を叙勲。
平成14年11月3日	学園長澤田香代室蘭市より特別功労者に選ばれる。(教育分野で市政発展に貢献)
平成15年2月17日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教授ミシェル・デュアメル氏が来校し、第2校舎にて各界の代表者を招いてフランス料理のデモンストレーションと特別授業を行う。
平成15年7月10日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教授ミシェル・デュアメル氏が来校し、本校客員教授に就任する。
平成16年4月26日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校校長ミシェル・プロスペリ氏夫妻が来校し、本校と学務提携を調印する。
平成16年7月12日	高橋はるみ北海道知事、「まちかど対話212」で来校。
平成16年10月3日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教員4名とBacPro課程の研修生21名が来校し、4月にされた学務提携に基づき本校と札幌市内8ヶ所のホテルで約1ヶ月間研修を受ける。
平成17年1月12日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校へ本校教員2名と学生2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成17年2月4日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教授フリップ・ブラン氏が初めて来校し製菓・製パンの特別実習授業を行う。
平成17年9月3日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教員2名とBacPro課程の研修生15名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉9ヶ所のホテル・旅館にて約1ヶ月間研修を受ける。
平成17年11月3日	理事長澤田 豊 藍綬褒章を受章。
平成18年1月12日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校へ本校教員2名と学生2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成18年4月	専門学校創立65周年、学校法人設立50周年を迎える。
平成18年9月2日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教員1名とBacPro課程の研修生10名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉6ヶ所のホテル・旅館にて約1ヶ月間研修を受ける。
平成19年1月12日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校へ本校教員2名と学生2名が国費研修生として招聘され約1ヶ月間の研修を受ける。
平成19年9月2日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校教員1名とBacPro課程の研修生10名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉5ヶ所のホテル・旅館にて約1ヶ月間研修を受ける。
平成19年9月18日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校卒業生2名を本校にて日本料理留学生として1年間受け入れる。
平成20年1月1日	ホテルオークラ東京ベイと業務提携をする。
平成20年1月15日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校へ本校教員2名が国費研修生として招聘され2週間の研修を受ける。
平成20年4月1日	北海道福祉衛生専門学校が北海道福祉教育専門学校として、介護福祉学科を設置し、名称変更する。更に調理師学科は、北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校として独立し新たな出発をする。
平成20年5月1日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校BTS課程の研修生2名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉のホテルにて4ヶ月間研修を受ける。
平成20年9月11日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校卒業生1名を本校にて日本料理留学生として1年間受け入れる。
平成21年1月14日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校へ本校教員1名と学生2名が国費研修生として招聘され2週間の研修を受ける。
平成21年5月4日	フランス共和国立ポール・オジェ観光調理専門学校BTS課程の研修生2名が来校し、

平成21年 9 月 15 日	学務提携に基づき本校と登別温泉のホテルにて4ヶ月間研修を受ける。 フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校卒業生 1 名を本校にて日本料理留学生として1年間受け入れる。
平成22年 1 月 14 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 1 名と学生 1 名が国費研修生として招聘され2週間の研修を受ける。
平成22年 5 月 7 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校BTS課程の研修生2名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉のホテルにて4ヶ月間研修を受ける。
平成22年 9 月 7 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員 1 名と BacPro 課程の研修生 6 名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉 3 ヶ所のホテル・旅館にて約 1 ヶ月間研修を受ける。
平成23年 1 月 14 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 1 名と学生 1 名が国費研修生として招聘され2週間の研修を受ける。
平成23年 9 月 9 日	フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校教員 1 名と BacPro 課程の研修生 6 名が来校し、学務提携に基づき本校と登別温泉 3 ヶ所のホテル・旅館にて約 1 ヶ月間研修を受ける。
平成23年 4 月	専門学校創立 70 周年、学校法人設立 55 周年を迎える。平成 23 年 10 月 29 日に創立 70 周年記念式典を挙げる。
平成24年 1 月 13 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 1 名と学生 3 名が国費研修生として招聘され2週間の研修を受ける。
平成25年 1 月 12 日	学務提携に基づき、フランス共和国立ポール・オジエ観光調理専門学校へ本校教員 1 名と学生 2 名が国費研修生として招聘され2週間の研修を受ける。

附帯事業

平成17年 7 月 1 日	介護技術講習会を開講する。
平成18年12月15日	みゆき町サテライトキャンパス開設（室蘭市みゆき町2丁目9-5）

オープンカレッジ(地域開放研修事業)

平成11年 4 月 1 日	ホームヘルパー2級養成講座を開講する。
平成12年 4 月 1 日	福祉用具専門相談員指定講習会を開講する。
平成13年 4 月 1 日	ホームヘルパー1級養成講座を開講する。

関連教育施設

昭和38年 4 月 1 日	室蘭すみれ幼稚園開園。（室蘭市母恋北町1丁目5-8）
昭和42年 4 月 1 日	リリー文化幼稚園(園名変更 平成4年4月1日)開園。（登別市鷺別町2丁目17）
平成15年 4 月 1 日	室蘭すみれ幼稚園移転新築「すみれ文化幼稚園」と園名変更する。（室蘭市母恋南町2丁目11-9）
平成20年12月18日	保育士の養成施設として厚生労働大臣より認可を受ける。
平成21年 4 月 1 日	専門課程こども未来学科を開設し、保育士養成を開始する。幼稚園教諭2種免許取得のため、近畿大学豊岡短期大学と学務提携を結び、その養成を開始する。

関連社会福祉施設

平成24年 4 月 1 日	北斗文化学園福祉会を設立し、高砂保育所及び水元保育所を開設する。
平成25年 4 月 1 日	高砂保育所と水元保育所を統合し、ほくと保育園を開設する。

⑤教職員

(1)本校に次の職員を置く。

学校長	1名	助手	若干名
専任教員	5名	健康管理医	1名以上
講師	若干名	事務職員	1名以上
その他職員	1名以上		

(2)その他職員に関し必要な事項は、学校長が定める。

⑥学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は調理師法に基づき、調理師として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め国民生活の向上に貢献し得る調理師を養成すると共に海外との幅広い交流を積極的に行うことによって、調理技術や食文化だけではない幅広い知性と教養を持つ国際社会に貢献する人材の育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校という。

(位 置)

第3条 本校は、北海道室蘭市山手町1丁目11番34号に置く。

第2章 課程及び学科・修業年限・定員並びに休業日

(課程及び学科修業年限及び在学期間・定員)

第4条 本校の課程、学科並びに修業年限及び在学期間並びに定員、学級数、学級定員は、次の通りとする。

項	課 程	関係区分	学 科	修業年限	在学期間	一学年定員	学級数	一学級定員
昼	職業実践専門	衛 生	調理師学科	2ヶ年	4年 間	40名	1	40名

(学 年)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 6 条 本校の学年の学期は、次の通りとする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 7 条 本校の休業日は、次の通り定める。

(1) 土曜日・日曜日・国の制定した祝日。

(2) 学校創立記念日(7 月 16 日)

(3) 季節休業日(学年を通して 10 週間以内で学校長が定める日)

① 夏期休業期間 7 月 25 日から 8 月 16 日まで(3 週間)

② 冬期休業期間 12 月 20 日から 1 月 18 日まで(4 週間)

③ 春期休業期間 3 月 21 日から 4 月 8 日まで(3 週間)

2. 教育上必要がある場合、学校長は前号の休日を臨時に変更することができる。

3. 第 1 項に定めるもののほか、非常変災、その他急迫の事情があるとき、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

(学 科 目 及 び 時 間 数)

第 8 条 本校の学科目及び授業時間数は別表(1)の通りとする。

第 3 章 入学・転入学・退学・休学及び除籍

(入 学 資 格)

第 9 条 本校入学資格及び編入学は次の通りとする。

1. 専門課程 調理師学科

(1) 高等学校を卒業した者。

(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者。

(3) 外国において、学校教育における 12 年の教育を修了した者。

(4) 文部科学大臣の指定した者。

(5) 大学入学資格検定規定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

(6) 大学入学資格検定により短期大学及び大学の通信教育正科生として修学している者。

(7) (1)に定める者のほか、修業年限が 3 年の専修学校高等学校高等課程を卒業した者。

(入 学 志 願 の 手 続)

第 10 条 本校に入学を志願する者は、所定の入学願書に入学試験料を添えて次の書類を学校長に提出しなければならない。

項	課程	関係区分	学 科 名	提 出 書 類
昼	職業実践専門	衛 生	調理師学科	(1) 高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書 (2) 出身高等学校長の調査書 (3) 所定の健康診断書

2. 前条第2号から第7号に該当する者は、それを証する書面を前項第2号及び第3号の書類に代えて提出しなくてはならない。

(入 学 試 験)

第11条 本校に入学を志願する者には、次の試験を行う。

- (1) 学科試験
 - (2) 人物考査
 - (3) 身体検査
2. 入学試験は、推薦入学試験、一般入学試験に分けて行うことができる。
3. 学校長は、前各項の試験及び提出された調査書等を参考として合否を決定し、通知する。

(入学の手続き及び入学の許可)

第12条 入学試験に合格した者は、保証人2名を定め、所定の誓約書に入学金を添えて指定期日までに学校長に提出しなければならない。

2. 保証人のうち1名は父母又は後見人とし、他の1名は市内その近郊もしくは道内に居住する成年者で、独立の生活を営む者でなければならない。
3. 前項までの手続きを完了した者に対して学校長は、入学を許可する。

(入学許可の取消し)

第13条 学校長は、入学を許可した者について第10条の規定による提出書類等に虚偽の記載があったと認めるとき、又は、第11条の規定による入学試験に関し、不正な行為があったと認めるときは、入学許可を取り消すことができる。

(保証人等の変更届)

第14条 学生及び保証人が転居したとき又はその他の理由により新たな保証人を定めた場合は、すみやかに学校長に届け出なくてはならない。

(転 入 学)

第15条 本校に転入学を希望する者がある場合でも、転入学については、認めない。

(休 学)

第16条 病気その他やむを得ない理由で3ヶ月以上修学することができない者は、保証人と連署の上その理由を記してすみやかに学校長に願い出、休学の許可を受けなければならない。

2. 前項の場合、休学する理由が負傷・疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
3. 第1項のほか、学校長が必要と認めるときは休学を命ずることができる。

(休学の期間)

- 第 17 条 休学の期間は、1ヶ年以内とする。ただし、休学の期間は、通算して2ヶ年以内まで認めることができる。
2. 前項の休学期間は、在学期間に算入する。

(復学)

- 第 18 条 休学している者が復学しようとするときは、休学の理由が消滅したことを証する書類を添え、保証人と連署のうえ、学校長に願い出て許可を受けなければならない。

(退学及び転退学)

- 第 19 条 学生が、退学又は転退学を希望するときは、その理由を記し保証人と連署のうえ、学校長に願い出て許可を受けなければならない。
2. 退学の理由が疾病・負傷の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(除籍)

- 第 20 条 学校長は、次の各号の 1 つに該当する者を除籍する。
- (1) 正当な理由なく1ヶ月以上ひきつづいて出席しない者
 - (2) 理由なく3ヶ月以上校納金を延滞した者
 - (3) 第 4 条の規定による在学期間を越えた者

第 4 章 学習の評価・単位の認定・進級及び卒業

(学習の評価及び単位の認定)

- 第 21 条 学習の評価は、学科試験、実習成績、出席時数並びに平素の学習状況等によって行う。
2. 成績の評価は、学科目ごとにその教科課程修了の都度行い、一科目を 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。ただし、合格点に満たない者は、再試験を行うことができる。
 3. 第 8 条別表(1)の調理実習を除く学科目の出席時間数が3分の2に満たない者、並びに別表(1)の調理実習の出席時間数が5分の4に満たない者については当該科目の履修を認定しない。

(進級)

- 第 22 条 進級は、学科試験、実習成績並びに出席状況を総合勘案して学校長が認定する。
2. 欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えるものについては、進級をさせることができない。

(卒業)

- 第 23 条 学校長は、第 8 条に定める学科目の全てを修了し、卒業試験に合格した者について卒業を認定し、卒業証書を授与する。
2. 専門士の称号を授与できる者にあつては、称号授与書を授与する。
 3. 卒業証書及び称号授与書は別表(2)の通りとする。
 4. 国家資格等取得の申請を次の通り行うことができる。
 - (1) 本校の専門課程調理師学科の学科を履修した者は、調理師法第 3 条第 1 項、第 1 号に該当する者として調理師の免許証を申請することができる。

第5章 職員組織

(職 員)

第24条 本校に次の職員を置く。

学 校 長	1名	助 手	若干名
専 任 教 員	5名	健康管理医	1名以上
講 師	若干名	事務職員	1名以上
その他職員	1名以上		

2. その他職員に関し必要な事項は、学校長が定める。

第6章 賞 罰

(表 彰)

第25条 学校長は、成績優秀で他の模範となる者を表彰することができる。

(懲 戒)

第26条 学校長は、次の各号の1に該当する者に対し、懲戒することができる。

- (1) 品行不良で改善の見込みのない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みのない者
- (3) 正当な理由がなく出席が正常でない者
- (4) 学校の秩序を乱す等、学生の本分に反した者

2. 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第7章 入学試験料・入学金及び授業料等

(入学試験料・入学金及び授業料等)

第27条 本校の入学試験料・入学金及び授業料等を次の通りとする。

項 目	職業実践専門課程 調理師学科	備 考
入 学 試 験 料	20,000 円	受験時のみ
入 学 金	100,000 円	入学時のみ
授 業 料	600,000 円	
実 習 費	300,000 円	
教育機材維持費	150,000 円	

2. 一旦納入した試験料・入学金及び授業料等は返還しない。
3. 授業料は、学年始めの指定日までに納入しなければならない。
ただし、分納を認めることもある。

(休学の場合の授業料)

第 28 条 休学期間中は、授業料の 1 割を納入するものとする。

(奨学金)

第 29 条 本校に奨学金制度をおくことができる。

第 8 章 雑 則

(健康診断)

第 30 条 学校長は、健康管理のため学生に対して定期的又は必要に応じて健康診断を行うものとする。

(寄宿舎)

第 31 条 学校長は、寄宿舎に入寮を希望する学生について選考の上、許可する。

(委任)

第 32 条 この学則に定めるものを除くほかの必要な事項は学校長が定める。

付 則

1. この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

学 則 細 則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、学則第 32 条の規定に基づき、学生の学校生活に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校の秩序維持)

第 2 条 学生は、学則を遵守すると共に学習に相応しい環境を整えることに協力し、学校の秩序を乱す行動をしてはならない。

(出席・登校停止)

第 3 条 次に掲げる行為の 1 又は 2 以上を繰り返し行う等、性行不良であって他の学生の教育に妨げがあると認める学生があるときは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 26 条第 1 項(同法第 40 条において準用する場合も含む)の規定に基づき、学校長はその保護者に対して、学生の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の学生に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

- (2) 教職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
 - (3) 施設又は設備を損壊する行為
 - (4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為
2. 学校保健安全法施行規則に規定される伝染性疾患に学生がかかるか、もしくは、そのおそれのある場合。
 3. 検察官又は司法警察員、特別司法警察員により逮捕され、その後検察官により拘留された者。
 4. 前項より、裁判官へ公訴提起されなくても当該する学生に対して出席停止を命ずることができる。
 5. 出席並びに登校の停止の命令を受けた者は、速やかにそれに従い、その後においても学校の指示に従わなくてはならない。

(学 生 証)

- 第 4 条 学生は、学生証を常時携帯し、関係職員の請求があった時はこれを提示しなければならない。
2. 学生は、卒業、退学、その他学生の身分を失った時、又は学生証の有効期限を経過した時は、直ちに学生証を返納しなければならない。
 3. 学生は、学生証を紛失又は汚損した場合は、直ちに学校長に届け出て再交付を受けなければならない。

(欠 席 及 び 欠 課)

- 第 5 条 疾病その他のやむを得ない理由により欠席しようとする時は、その理由を具し、速やかに学校長に届け出なければならない。

(服 装)

- 第 6 条 学生の服装は、清潔、質素を旨とし、品位を保たなければならない。
2. 実習施設においては、服装の指定がある場合にはこれに従わなければならない。
 3. 入学式及び卒業式等の式典に出席の場合は準正装とする。

(器 物 破 損)

- 第 7 条 学生は学校施設、教具教材を破損した場合、速やかに教務に申し出て、学校長の指示をあおぐこと。

(携 帯 電 話 、 通 信 機 器 及 び 不 要 物 の 持 込)

- 第 8 条 学生は、携帯電話等通信機器及び不要物等を許可なく学校内に所持、携帯することはできない。
- ただし、許可を受けた場合であっても教育活動に支障のある教室及び実習室等に持ち込んではいない。

(インターネット・電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の使用制限)

- 第 9 条 学生は、学校内外において平素より、インターネット、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体を使用し、不法行為、誹謗、中傷、風評の流布などにより人権を侵害したり、不快にさせる行為を行ってはならない。
2. 修学上、知り得た各種情報をインターネット・電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等において公開することは制限されることがある。

3. インターネット、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等の媒体を使用した結果、違法行為があったり、他人、特定の組織等に迷惑があった場合、学則によって、厳しい処分の対象となる。

(団体等の結成)

- 第10条 学生が研究会、クラブその他の団体(以下「団体」という。)を結成しようとする時、又は団体が学校外の団体に加盟しようとする時は、その団体の責任者は学校長に届け出て許可を受けなければならない。
2. 許可を受けた団体が規約及び役員に関する事項を変更しようとする時は、学校長に届け出て許可を受けなければならない。
 3. 許可を受けた団体が解散した時、又は加盟している学校外の団体から脱退した時は、速やかに学校長に届けなければならない。

(集会)

- 第11条 学生が学校内で集会しようとする時は、5日前に学校長に願い出て、施設、設備使用の許可を受けなければならない。
2. 学生が団体名又は学生の身分を付した個人名をもって学校外において集会しようとする時は、その期日の7日前までに学校長に届けなければならない。

(掲示)

- 第12条 学生が学校内に文書等を掲示する時は、学校長の許可を受けて、学校の指定した掲示場以外の場所を使用してはならない。
2. 掲示期間は、特別な場合を除き7日間以内とする。
 3. 学生が団体名又は学生の身分を付した個人名をもって学校外に文書等を掲示しようとする時は、掲示日の5日前までに学校長に届けなければならない。

(出版、販売、寄付募集)

- 第13条 学生が、雑誌、新聞その他の印刷物等を発行しようとする時は、その都度、学校長に届けなければならない。
2. 前項の印刷物等が出来た時は、遅滞なく学校長に提出しなければならない。
 3. 学生が出版物及び物品等の販売又は寄付行為を募集しようとする時は、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(服喪)

- 第14条 学生が、親族の喪に服する場合の期間は、次の通りとする。
- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 一親等の直系尊属(父母、配偶者または子) | 7日 |
| (2) 二親等の直系尊属(祖父母) | 3日 |
| (3) 二親等の傍系者(兄弟姉妹) | 3日 |
| (4) 三親等の傍系尊属(伯叔父母) | 1日 |

(奉仕活動)

- 第15条 学生は、当該学年中に学校内及び学校外を問わず3日間以上の奉仕活動を学校長に届け出て

行わなければならない。

(学 校 行 事)

第 16 条 学生は、学校が年間の授業実施期間内において実施する各種学校行事に参加しなければならない。

(自 家 用 車 通 学)

第 17 条 学生の自家用車通学は、原則として認めない。

(補 則)

第 18 条 この細則の実施に関し必要な届出、願い書等の様式、その他の事項は、学校長が別に定める。

付 則

1. この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
2. この細則の一部改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

⑦教育方針・教育目的

(1) 教育方針

調理師として必要な基本知識、技能を修得して、心身共に健康な人間性の育成に重点をおくことを教育の基本的な姿勢とし、国民生活の発展向上と人類の福祉に貢献できるような実践的技術に重点をおいた系統的教育を実施することにより、実社会の中で即戦力となる有能な人材を養成する。

(2) 教育目的

学校教育法に則り、調理師学科は、調理師法に基づき、調理師として必要な知識及び技能に関する専門教育を行い、人格形成とその涵養に努め、国民生活の向上に貢献し得る調理師を養成することを目的とする。

(2) 各学科等の教育

①定員数

職業実践専門課程 調理師学科 2年制 入学定員40名

②入学者数

職業実践専門課程 調理師学科 12名

③進級・卒業の要件

(1)進級

- 1、進級は、学科試験、実習成績並びに出席状況を総合勘案して学校長が認定する。
- 2、欠席日数が各学年の出席すべき日数の3分の1を越えるものについては、進級させることができない。

(2)卒業

- 1、学校長は、本校の定める学科目の全てを終了し、卒業試験に合格した者について業を認定し、卒業証書を授与する。
- 2、専門士の称号を授与できる者にあつては、称号授与書を授与する。
- 3、卒業証書及び称号授与書は別表の通りとする。
- 4、国家資格等取得の申請を次の通り行うことができる。
 - 1、本校の専門課程調理師学科の学科を履修した者は、調理師法第3条第1項、第1号に該当する者として調理師の免許証を申請することができる。

④卒業生数、卒業後の進路

(1)卒業生数

職業実践専門課程 調理師学科 10名

- (2)卒業後の進路（本校ホームページ「卒業生の主な進路」参照）

⑤カリキュラム全般

【職業実践専門課程 調理師学科】

区分	科目名	履修法	必・選の別	単位	時間	1年次			2年次			備考	
						単位		時間	単位		時間		
						前期	後期		前期	後期			
一般教育科目	倫理学	講義	必	2	30	0	2	30	0	0	0		
	社会学概論	講義	必	2	30	0	0	0	0	2	30		
	法学(憲法を含む)	講義	必	2	30	2	0	30	0	0	0		
	経営学総論	講義	必	2	30	0	0	0	0	2	30		
	商業簿記	講義	必	4	60	2	2	60	0	0	0		
	外国語I 英語	講義	必	2	30	0	0	0	2	0	30		
	食育インストラクター教科目	食育基本法と食育推進基本計画	講義	必		3			0			3	
		味覚識別能力	講義	必		3			0			3	
		選食能力	講義	必		3			0			3	
		食の安全・安心	講義	必		3			0			3	
		食事バランス	講義	必	2	3	0	0	0	0	2	3	
		食事マナー	講義	必		6			0			6	
		食の心理学	講義	必		3			0			3	
		世界の食料事情	講義	必		3			0			3	
		世界の食育	講義	必		3			0			3	
		食育実習	実習	必	0.25	12	0	0	0	0	0.25	12	
	小計	講義	必	16	240	4	4	120	2	6	120		
選		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
演習		必	0	0	0	0	0	0	0	0			
選		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
実習		必	0.25	12	0	0	0	0	0.25	12			
選		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計		必	16.25	252	4	4	120	2	6.25	132			
選	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
専門教育科目	食文化概論	講義	必	2	30	0	0	0	0	2	30		
	衛生法規	講義	必	2	30	2	0	30	0	0	0		
	公衆衛生学	講義	必	6	90	2	4	90	0	0	0		
	栄養学	講義	必	6	90	2	2	60	1	1	30		
	食品学	講義	必	4	60	2	2	60	0	0	0		
	食品衛生学I	講義	必	6	90	2	1	45	3	0	45	食品衛生学	
	食品衛生学II	実習	必	1	45	0	0	0	0	1	45	食品衛生学実習	
	調理理論	講義	必	10	150	4	2	90	2	2	60		
	調理学実験	講義	必	4	60	0	2	30	2	0	30	調理理論	
	調理実習I	実習	必	7	315	4	3	315	0	0	0		
	調理実習II	実習	必	7	315	0	0	0	4	3	315		
	調理実習指導	演習	必	0.5	15	0	0	0	0.5	0	15		
	校外調理実習	実習	必	2	90	0	0	0	2	0	90		
	特別調理実習	実習	選	2	90	0	0	0	2	0	90		
	小計	講義	必	40	600	14	13	405	8	5	195		
選		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
演習		必	0.5	15	0	0	0	0.5	0	15			
選		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
実習		必	17	765	4	3	315	6	4	450			
選		2	90	0	0	0	2	0	90				
合計		必	57.5	1380	18	16	720	14.5	9	660			
選	2	90	0	0	0	2	0	90					
合計	講義	必	56	840	18	17	525	10	11	315			
	選	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	演習	必	0.5	15	0	0	0	0.5	0	15			
	選	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	実習	必	17.25	777	4	3	315	6	4.25	462			
	選	2	90	0	0	0	2	0	90				
総合計	必	73.75	1632	22	20	840	16.5	15.25	792				
	選	2	90	0	0	0	2	0	90				
合計		75.75	1722	22	20	840	18.5	15.25	882				

(3) 教職員

1. 専任講師 6名

区分	職名	氏名	担当科目	専修学校設置 基準教員要件	配置年月日
専任	学校長	澤田 真奈美	外国語Ⅰ(英語)	第41条(2)	平成20年4月1日
専任	教員	ブリュノ モンシャートル	外国語Ⅱ(フランス語)	第41条(4)	平成20年4月1日
専任	教員	加藤 もえ	栄養学, 食品学	第41条(5)	平成23年4月1日
専任	教員	斉藤理沙	調理実習Ⅰ・Ⅱ	第41条(5)	平成24年4月1日
専任	教員(嘱託)	金子 久	調理実習Ⅰ・Ⅱ, 食文化概論, 調理理論, 調理学実験	第41条(5)	平成20年4月1日
専任	教員(嘱託)	黒川 正博	栄養学, 選食能力, 食の安全・安心, 食事バランス	第41条(4)	平成20年4月1日

2. 兼任講師 14名

(4) キャリア教育・実践的職業教育

・現場実習先一覧

(職業実践専門課程 調理師学科)

施設名	郵便番号	所在地	電話番号
オリゾンテ	060-0062	札幌市中央区南2条西5丁目	011-222-0021
室蘭プリンスホテル	051-0011	室蘭市中央町1-4-9	0143-22-5555
登別グランドホテル	059-0551	登別市登別温泉町154	0143-84-2101
ザ・ウィンザーホテル洞爺	049-5613	虻田郡洞爺湖町清水	0142-73-1177
札幌パークホテル	064-8589	札幌市中央区南10条西3丁目1-1	011-511-3131
ホテルローヤル	052-0021	伊達市末永町33-3	0142-23-4888
特別養護老人ホーム 喜楽園	059-0157	伊達市向有珠町160-7	0142-38-3001
医療法人 登別すずらん病院	059-0027	登別市青葉町34-9	0143-85-1000
児童養護施設 わかすぎ学園	051-0003	室蘭市母恋南町5-5-39	0143-23-7984
社会福祉法人 ケアハウスふれあい母恋	051-0005	室蘭市新富町1-2-22	0143-24-2011
老人保健施設プライムヘルシータウン湘南	052-0012	伊達市松ヶ枝町157-110	0142-22-1200

・現場実習指導概要

(職業実践専門課程 調理師学科)

授業科目名	校外調理実習	授業時数 又は単位 数	90 時間 (2 単位)
実施期間	5/20～6/2 にかけて、2 週間、1 週 45 時間 で 実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	講義、演習、学校内実習で学んだ知識及び技術に基づいて校外実習先で、人間的関わりを深め、お客の求めている調理ニーズに関する理解力、判断力を養う。指導者のスーパービジョンを受けながら調理に関する実践を学び、チームワークの大切さを理解し、チームの一員として調理技術を遂行する。専門職に求められる資質、技能及び自己に求められる課題把握等総合対応能力を修得する。		
企業等との連携の基本方針	調理師として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、調理師としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。 教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。		
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、調理師学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者の実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、調理師学科教務室窓口を通して一元的に行っている。 		
学修成果の評価方法	<p>1) 出席：出席状況を評価に反映します。</p> <p>2) 平常点：実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。</p> <p>3) 実習評価：施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。</p> <p>※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を学校長が決定します。</p>		
実習・演習等計画			
日程	実習・演習等の内容	実施場所	
1 日目～ 10 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・日課に沿った業務の進め方を学ぶ ・学内で学んだ調理技術を実践する ・調理現場に於けるコミュニケーションスキルを学ぶ ・レストラン及びホテルに於ける調理業務の特徴を学ぶ 	連携施設	

	<ul style="list-style-type: none"> ・調理師としての職業意識を高め、ホスピタリティ精神を養う ・安全と衛生管理の実際を体得する ・調理技能の向上に努める ・飲食店に於ける運営の在り方を理解する ・顧客満足の意義を理解し、目配り・心配り・気配りの週間を身に付ける ・職場に於けるチームワークの重要性を自覚する ・社会人としての心構えやマナーを身に付ける ・将来の進路選択に役立てるように心掛ける 	
連携する企業等	○オリゾンテ ○室蘭プリンスホテル ○登別グランドホテル ○ザ・ウィンザーホテル洞爺 ○札幌パークホテル ○ホテルローヤル	

(職業実践専門課程 調理師学科)

授業科目名	特別調理実習	授業時数 又は単位 数	90 時間 (2 単位)
実施期間	9/9～9/25 にかけて、2 週間、1 週 45 時間 で 実施する。		
実習・演習等の目的及び概要	【医療・福祉コース】 老人ホームや病院等の施設で、病院食、老人食などの理論と基本技術の実際を学ぶ。 【海外研修コース】 海外へ渡航し、現地のシェフから直接に指導を受け、調理技術を学ぶ。		
企業等との連携の基本方針	調理師として仕事をする上で必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」について、現場体験を通じて学ぶことを目的としている。具体的には、調理師としての職業倫理についての学習、援助業務に必要な資質・能力・技術の習得、関連分野の専門職との連携についての理解、具体的な体験を専門的援助技術として概念化し体系立てられるような能力の涵養を目指している。 教育課程の編成に当たっては、適切な実習体制の確立が求められていることを考慮して実習計画の策定及び実習指導体制の充実を図っている。		
企業等との連携内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実習期間中およびその前後の期間については、実習指導を担当する教員を中心に施設と連携を図っている。 ・実習期間中およびその前後の期間において施設と実習指導担当教員とのあいだに直接連携がとれない場合には、調理師学科教務室を窓口として施設からの問い合わせ等を集約し、担当教員に伝えるしくみを整えている。 ・実習報告会の前後に実施されている実習指導担当者と実習指導担当教員との懇談会において、実習プログラムの内容や実習指導上の課題について協議し、実習生の指導のあり方に関する相互理解を深めている。 ・学校から施設に対して実習生受け入れに関する問い合わせあるいは依頼をする際には、教育課程編成委員会等で示された基準をもとに両者間で合意した内容で、調理師学科教務室窓口を通して一元的に行っている。 		

学修成果の 評価方法	1) 出席:出席状況を評価に反映します。 2) 平常点:実習に係わる提出書類、実習記録の内容、実習態度などを基に評価します。 3) 実習評価:施設実習指導者と実習巡回教員それぞれによる評価をします。 ※1)から 3)を総合的に勘案し、履修の認定を学校長が決定します。	
実習・演習等計画		
日程	実習・演習等の内容	実施場所
1日目～ 10日目	<ul style="list-style-type: none"> ・日課に沿った業務の進め方を学ぶ ・学内で学んだ調理技術を実践する ・特定給食施設(特別養護老人ホーム、病院等)に於ける調理業務の特徴を学ぶ ・給食業務の全体の流れを学ぶ ・介護食や病院食の特徴を理解する ・給食施設に於ける安全と衛生管理の実際を体得する ・特定給食施設の利用者の特徴と栄養管理を理解する ・調理技能や調理師としての職業意識の向上に努める ・社会人としての心構えやマナーを身に付ける ・将来の進路選択に役立てるように心掛ける 	連携施設
連携する企業等	○特別養護老人ホーム 喜楽園 ○医療法人 登別すずらん病院 ○児童養護施設 わかすぎ学園 ○ケアハウスふれあい母恋 ○老人保健施設 プライムヘルシータウン湘南	

(5) 様々な教育活動・教育環境

① 学校行事・教育日程

平成26年度 北斗文化学園 年間行事 (前期)

日	月	火	水	木	金	土	学 園 共 通	介 護 福 祉 学 科	こ ども 未 来 学 科	調 理 師 学 科
9/1	9	1	2	3	4	5	始業式(9日) 入学式(10日)	2年生 健康診断(9日)	2年生 健康診断(9日)	2年生 健康診断(9日)
9/7	9	7	8	9	10	11	職員健康診断(9日)	1年生 オリエンテーション(11日)	1年生 オリエンテーション(11)	1年生 オリエンテーション(11)
9/10	9	10	11	12	13	14	職員健康診断(9日)	1年生 健康診断(24日)	1年生 健康診断(24日)	1年生 健康診断(24日)
9/21	9	21	22	23	24	25	【美術通信】 (22日) 高小牧ノブランドホテルニュー王子 (24日) 重慶ノ中嶋神社護国殿	施設実習指導者説明会(18日)	幼稚園へ学生ボランティア訪問	包丁の研ぎ方講習会! 2年生(23日)
9/27	9	27	28	29	30	31				
10/4	10	4	5	6	7	8	昭和の日(4/29) GW(4/29~5/6)			
10/13	10	13	14	15	16	17				平成25年度環境衛生検査(3日)
10/19	10	19	20	21	22	23	本校BTS研修生実日(7日), 黙禱式(9日)	2年生 介護実習 (5/12日~6/27日)	2年生 保育実習(5/26~6/20) 2年生 中間登校日(5/31)	本校BTS研修生実日(7日) 本校BTS黙禱式(9日)
10/21	10	21	22	23	24	25		防火訓練(上旬)		2年生 校外実習(5/19日~5/30日)
10/26	10	26	27	28	29	30				
10/27	10	27	28	29	30	31				
10/28	10	28	29	30	31					
10/29	10	29	30	31						
10/30	10	30	31							
10/31	10	31								
11/1	11	1	2	3	4	5				
11/3	11	3	4	5	6	7	新入生交流会(12日~13日)	1年生 施設見学(4日) 2年生 中間登校日(5/29~5/30)	2年生 保育実習(5/26~6/20)	
11/10	11	10	11	12	13	14				
11/13	11	13	14	15	16	17				
11/15	11	15	16	17	18	19				
11/16	11	16	17	18	19	20				
11/17	11	17	18	19	20	21				
11/18	11	18	19	20	21	22				
11/19	11	19	20	21	22	23				
11/20	11	20	21	22	23	24				
11/21	11	21	22	23	24	25				
11/22	11	22	23	24	25	26				
11/23	11	23	24	25	26	27				
11/24	11	24	25	26	27	28				
11/25	11	25	26	27	28	29				
11/26	11	26	27	28	29	30				
11/27	11	27	28	29	30	31				
11/28	11	28	29	30	31					
11/29	11	29	30	31						
11/30	11	30								
12/1	12	1	2	3	4	5				
12/2	12	2	3	4	5	6				
12/3	12	3	4	5	6	7				
12/4	12	4	5	6	7	8				
12/5	12	5	6	7	8	9				
12/6	12	6	7	8	9	10				
12/7	12	7	8	9	10	11				
12/8	12	8	9	10	11	12				
12/9	12	9	10	11	12	13				
12/10	12	10	11	12	13	14				
12/11	12	11	12	13	14	15				
12/12	12	12	13	14	15	16				
12/13	12	13	14	15	16	17				
12/14	12	14	15	16	17	18				
12/15	12	15	16	17	18	19				
12/16	12	16	17	18	19	20				
12/17	12	17	18	19	20	21				
12/18	12	18	19	20	21	22				
12/19	12	19	20	21	22	23				
12/20	12	20	21	22	23	24				
12/21	12	21	22	23	24	25				
12/22	12	22	23	24	25	26				
12/23	12	23	24	25	26	27				
12/24	12	24	25	26	27	28				
12/25	12	25	26	27	28	29				
12/26	12	26	27	28	29	30				
12/27	12	27	28	29	30	31				
12/28	12	28	29	30	31					
12/29	12	29	30	31						
12/30	12	30								
12/31	12	31								
1/1	1	1	2	3	4	5				
1/2	1	2	3	4	5	6				
1/3	1	3	4	5	6	7				
1/4	1	4	5	6	7	8				
1/5	1	5	6	7	8	9				
1/6	1	6	7	8	9	10				
1/7	1	7	8	9	10	11				
1/8	1	8	9	10	11	12				
1/9	1	9	10	11	12	13				
1/10	1	10	11	12	13	14				
1/11	1	11	12	13	14	15				
1/12	1	12	13	14	15	16				
1/13	1	13	14	15	16	17				
1/14	1	14	15	16	17	18				
1/15	1	15	16	17	18	19				
1/16	1	16	17	18	19	20				
1/17	1	17	18	19	20	21				
1/18	1	18	19	20	21	22				
1/19	1	19	20	21	22	23				
1/20	1	20	21	22	23	24				
1/21	1	21	22	23	24	25				
1/22	1	22	23	24	25	26				
1/23	1	23	24	25	26	27				
1/24	1	24	25	26	27	28				
1/25	1	25	26	27	28	29				
1/26	1	26	27	28	29	30				
1/27	1	27	28	29	30	31				
1/28	1	28	29	30	31					
1/29	1	29	30	31						
1/30	1	30								
1/31	1	31								
2/1	2	1	2	3	4	5				
2/2	2	2	3	4	5	6				
2/3	2	3	4	5	6	7				
2/4	2	4	5	6	7	8				
2/5	2	5	6	7	8	9				
2/6	2	6	7	8	9	10				
2/7	2	7	8	9	10	11				
2/8	2	8	9	10	11	12				
2/9	2	9	10	11	12	13				
2/10	2	10	11	12	13	14				
2/11	2	11	12	13	14	15				
2/12	2	12	13	14	15	16				
2/13	2	13	14	15	16	17				
2/14	2	14	15	16	17	18				
2/15	2	15	16	17	18	19				
2/16	2	16	17	18	19	20				
2/17	2	17	18	19	20	21				
2/18	2	18	19	20	21	22				
2/19	2	19	20	21	22	23				
2/20	2	20	21	22	23	24				
2/21	2	21	22	23	24	25				
2/22	2	22	23	24	25	26				
2/23	2	23	24	25	26	27				
2/24	2	24	25	26	27	28				
2/25	2	25	26	27	28	29				
2/26	2	26	27	28	29	30				
2/27	2	27	28	29	30	31				
2/28	2	28	29	30	31					
2/29	2	29	30	31						
2/30	2	30								
3/1	3	1	2	3	4	5				
3/2	3	2	3	4	5	6				
3/3	3	3	4	5	6	7				
3/4	3	4	5	6	7	8				
3/5	3	5	6	7	8	9				
3/6	3	6	7	8	9	10				
3/7	3	7	8	9	10	11				
3/8	3	8	9	10	11	12				
3/9	3	9	10	11	12	13				
3/10	3	10	11	12	13	14				
3/11	3	11	12	13	14	15				
3/12	3	12	13	14	15	16				
3/13	3	13	14	15	16	17				
3/14	3	14	15	16	17	18				
3/15	3	15	16	17						

②地域との取り組み、他校との交流について

本校は、学校行事を通じて教科以外に専門職業人として必要な教養や社会性を習得し、有能な人材を育成することを目指しています。特に、室蘭市母恋地区の祭礼には学校としてお神輿を出座し地域住民と親しく交流する機会を設けております。この祭礼への参加は毎年この行事に本校学生が加わる一大地域イベントとして広く周知されております。

他校との交流は、学園の設置する幼稚園へ定期的に相互訪問をし異年齢交流を行うほか、同じく学園設置の専門学校同士の合同学校行事の開催を行っています。

また、さらに地域の小学校、中学校の授業の一環である「上級校調べ」や「見学」などを積極的に受け入れています。

(6) 学生の生活支援

① 学生の福利厚生

(1) 定期健診

学生の健康管理のため定期的にレントゲン撮影等による健診を行っています。

(2) 予め所定の手続きを採ることで、普段の通学や旅行の移動に必要な学生割引のために必要な書類の発行を受けることができます。

(3) 校医の紹介

学生は校医のもとで診療を受けることができます。

【船員保険 健康管理センター】

札幌市中央区北1条西4 TEL 011-200-4811

診療時間 午前8時30分～午後6時（土・日祝祭日休診）

【斉藤外科医院】

室蘭市中央町2-7 TEL 0143-23-1411

診療時間 午前9時～午後5時（日・祭日及び水曜日・土曜日の午後休診）

(7) 学生納付金・修学支援

① 納付金額

職業実践専門課程 調理師学科

	初年度	2年次
入学金	100,000円	—
授業料	600,000円	600,000円
実習費	300,000円	300,000円
教育機材維持費	150,000円	150,000円
合計	1,150,000円	1,050,000円

※上記の他に教科書代・白衣代・調理道具代・学生諸費・暖房費が必要です。

(平成25年度卒業生実績 2年間合計額 408,000円)

※授業料(年額600,000円)のみ、前期・後期の分納が可能です。

② 納付期限・納付方法

学費は合格通知到着後10日以内に、合格通知に同封される振込用紙を利用してお振込下さい。

③ 校納金の納入や修学に係る資金への支援

別添の「学生募集要項」に記載されている内容は、学則等の規定に基づいて定められていますが、これら校納金の納入に際してその学生や保護者に窮することがある場合、この相談に応じ諸規定に基づいて分納を認めることがあります。

入学以前の修学上の資金面の相談等については、広報室の担当による相談援助が行われます。入学後は各担任を通じて同様に相談援助が行われます。

④ 奨学金、就学支援金・貸付案内

本校の学生が受給できる奨学金は、下記の種類のものです。

各奨学金規定に基づき、本校学生の中から選考の上、支給されます。

- (1) 北海道介護福祉士修学資金奨学金
- (2) 北海道保育士修学資金制度奨学金
- (3) 日本学生支援機構奨学金制度
- (4) (社)生命保険協会奨学金制度
- (5) 各都道府県奨学金制度(出身者等)

就学上の資金面で支援を要する学生と保護者には、各担任を通じて各種金融機関等の貸付案内について紹介を受けることが出来ます。

また、就学支援金については希望する学生、保護者を就学支援金を主催する各種関係機関や団体に紹介しています。

(8) 学校の財務

北斗文化学園インターナショナル調理技術専門学校については、本校ホームページ「平成26年度学校法人北斗文化学園財務状況」を参照。

(9) 学校評価

本校ホームページ「学校関係者評価結果」参照。

(10) 国際連携の状況

1、ニースの専門学校と提携

南仏ニースにある国立ポール・オジエ観光調理専門学校と学務提携。教員と学生を相互に派遣し、各国の調理や文化について積極的に学び合っています。

2、著名な外国人講師の招へい

海外の優れた調理師を定期的に特別講義の時間で招へいしております。これにより、世界の最先端の調理技術を習得する機会に恵まれます。